

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正 新旧対照表』

現 行	改 正
<p data-bbox="220 331 667 360">日本透析医学会専門医制度規則施行細則</p> <p data-bbox="134 409 751 696">第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事（以下「担当理事」という）、専門区分の委員（以下「専門委員」という）および各都道府県委員または細則第2条に定める10地区よりの委員（以下「地区委員」という）をもって構成する。ただし、委員会の委員数は別に定める。なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する。</p> <p data-bbox="134 745 751 808">第5条 専門医を申請する者は別表に掲げる30単位を取得していること。</p> <p data-bbox="209 898 751 1111">2 上記単位には本学会年次学術集会参加1回以上を含むこと。 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著（基礎的・臨床的研究あるいは症例報告で共著でも可）を1編以上を含むこと。</p> <p data-bbox="134 1160 751 1335">第6条 専門医を更新申請する者は、当該認定期間5年間のうち、別表に掲げる50単位を取得していること。 2 省略 3 省略</p> <p data-bbox="134 1384 751 1671">第7条 指導医を申請する者は、申請時より過去5年間において別表に掲げる60単位を取得していること。 2 省略 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと。</p> <p data-bbox="134 1720 751 1933">第8条 指導医を更新申請する者は、当該認定期間5年間のうち、別表に掲げる50単位を取得していること。 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上 3 省略</p> <p data-bbox="134 1982 751 2011">第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるもの</p>	<p data-bbox="927 331 1374 360">日本透析医学会専門医制度規則施行細則</p> <p data-bbox="842 409 1460 622">第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事（以下「担当理事」という）、専門区分の委員（以下「専門委員」という）をもって構成する。ただし、委員会の委員数は別に定める。なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する。</p> <p data-bbox="842 745 1460 887">第5条 専門医を申請する者は、取得単位として、「<u>専門医・指導医の初回認定・更新における認定基準</u>」（以下<u>認定基準</u>）に掲げる30単位を取得していること。</p> <p data-bbox="917 898 1460 1039">2 上記取得単位には本学会年次学術集会参加1回以上を含むこと。 3 筆頭者として学会発表1件以上行っており、かつ論文1編以上を含むこと。</p> <p data-bbox="842 1160 1460 1335">第6条 専門医を更新申請する者は、取得単位として、当該認定期間5年間のうち、<u>認定基準</u>に掲げる50単位を取得していること。 2 省略 3 省略</p> <p data-bbox="842 1384 1460 1671">第7条 指導医を申請する者は、取得単位として、申請時より過去5年間において<u>認定基準</u>に掲げる60単位を取得していること。 2 省略 3 筆頭者として学会発表（論文筆頭著者での代用可）2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと。</p> <p data-bbox="842 1720 1460 1933">第8条 指導医を更新申請する者は、取得単位として、当該認定期間5年間のうち、<u>認定基準</u>に掲げる50単位を取得していること。 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上を含むこと。 3 省略</p> <p data-bbox="842 1982 1460 2011">第23条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるもの</p>

現 行	改 正
<p>を症例要約として提出すること。</p> <p>(1) 維持透析症例</p> <p>(2) 慢性腎不全透析導入症例</p> <p>(3) 急性腎不全血液浄化症例</p> <p>(4) <u>腹膜透析症例</u></p> <p>(5) <u>血液透析装置の組み立て・操作症例</u></p> <p>(6) <u>バスキュラーアクセス作製症例（手術助手や手術見学を含む）</u></p> <p>(7) <u>一時的バスキュラーアクセス留置症例</u></p> <p>(8) <u>透析症例剖検例または死因検討例</u></p> <p>(9) <u>その他の血液浄化法（血漿交換，吸着，顆粒球除去など）</u></p> <p>(10) <u>腎移植症例（移植手術の見学，移植の情報提供を含む）</u></p>	<p>を症例要約として提出すること。</p> <p>(1) 維持透析症例 <u>（少なくとも血液透析 1 例および腹膜透析 1 例を含む）</u></p> <p>(2) 慢性腎不全透析導入症例 <u>（少なくとも血液透析 1 例を含む）</u></p> <p>(3) 急性腎不全血液浄化症例</p> <p>(4) <u>血液透析装置の組み立て・操作症例</u></p> <p>(5) <u>バスキュラーアクセス作製症例（手術助手や手術見学を含む）</u></p> <p>(6) <u>バスキュラーアクセスカテーテル留置症例</u></p> <p>(7) <u>透析症例剖検例または死因検討例</u></p> <p>(8) <u>その他の血液浄化法（血漿交換，吸着，顆粒球除去など）</u></p> <p>(9) <u>腎移植症例（移植手術の見学，移植の情報提供を含む）</u></p> <p>(10) <u>削除</u></p>
<p>第 7 章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会</p>	<p>第 7 章 生涯教育プログラムおよび学術集会の認定</p>
<p>第 25 条 会誌上に公示した単位取得可能学術集会以外で新たに参加単位取得を希望する学術集会は，専門医制度委員会に申請することが出来る。</p> <p>2 専門医制度委員会は，申請に基づき審査を行って，本学会関連学術集会としての適否を認定し，認定された学術集会を会誌上に公示する。</p> <p>3 認定基準については別表に定める。</p>	<p>第 25 条 会誌上に公示した単位取得可能学術集会以外で新たに参加単位取得を希望する学術集会は，専門医制度委員会に申請することが出来る。</p> <p>2 専門医制度委員会は，申請に基づき審査を行って，本学会関連学術集会としての適否を認定し，認定された学術集会を会誌上に公示する。</p> <p>3 認定基準については下記のいずれも満たすものとする。</p> <p>1) <u>定期的に年 1 回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。</u></p> <p>2) <u>印刷（またはワープロ化）されたプログラムおよび抄録が備わっていること。</u></p> <p>3) <u>集会参加証が発行されていること。（本学会指定参加証発行）</u></p> <p>4) <u>特定の企業に財政などを依存しておらず，年会費または会場費が徴収されていること。（複数の会社が賛助会員となっているなどは可）</u></p> <p>5) <u>会則を備えており，会計報告などが行われていること。</u></p> <p>6) <u>専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。</u></p> <p>7) <u>本学会関連地方学術集会においては，県単位以上のレベルで開催されるものとし，1 県 2 集会</u></p>

現 行	改 正
<p>第26条 省略 2 省略</p> <p>第27条 省略</p> <p>第28条 省略 2 省略</p> <p>第29条 省略</p> <p style="text-align: center;">第8章 細則の疑義の処理</p> <p>第30条 省略</p> <p>附則 この細則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この細則は、平成18年4月1日から施行する。 この細則は、平成19年4月1日から施行する。 この細則は、平成21年4月1日から施行する。 この細則は、平成24年4月1日から施行する。 この細則は、平成24年9月3日から施行する。 この細則は、平成25年4月1日から施行する。 この細則は、平成25年6月20日から施行する。 この細則は、平成26年4月1日から施行する。 この細則は、平成26年6月12日から施行する。 この細則は、平成27年12月4日から施行する。 この細則は、平成29年4月1日から施行する。 この細則は、平成29年5月19日から施行する。 この細則は、平成30年4月1日から施行する。 この細則は、平成31年4月1日から施行する。 この細則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p><u>以上は原則として認めない。</u> <u>全国単位の学術集会においては、複数回開催の場合、必ずしも学術集会でなくても、医師教育を目的とした講習会、セミナー、等、専門医制度委員会が認める集会も対象となる。</u></p> <p>4 <u>対象となる学術集会名は、年1回学会誌に公示する。</u></p> <p>5 <u>対象となる学術集会は、定期的に調査を行い、適切ではないと専門医制度委員会が判断し、理事会で承認された場合には、認定を取り消すものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 費用の納付</p> <p>第26条 省略 2 省略</p> <p>第27条 省略</p> <p>第28条 省略 2 省略</p> <p>第29条 省略</p> <p style="text-align: center;">第9章 細則の疑義の処理</p> <p>第30条 省略</p> <p>附則 この細則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この細則は、平成18年4月1日から施行する。 この細則は、平成19年4月1日から施行する。 この細則は、平成21年4月1日から施行する。 この細則は、平成24年4月1日から施行する。 この細則は、平成24年9月3日から施行する。 この細則は、平成25年4月1日から施行する。 この細則は、平成25年6月20日から施行する。 この細則は、平成26年4月1日から施行する。 この細則は、平成26年6月12日から施行する。 この細則は、平成27年12月4日から施行する。 この細則は、平成29年4月1日から施行する。 この細則は、平成29年5月19日から施行する。 この細則は、平成30年4月1日から施行する。 この細則は、平成31年4月1日から施行する。 この細則は、令和3年4月1日から施行する。 <u>この細則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

現 行	改 正
<p>別 表</p> <p>【業績】 <u>本学会年次学術集会参加，発表および本学会誌（日本透析医学会誌，TAD，RRT）掲載論文は業績として認める。他学会や研究会の発表，本学会誌以外の雑誌への論文発表の場合には，透析患者の血液浄化関連に限る。本学会誌以外に掲載された，非透析患者の透析以外の血液浄化療法に関する研究論文，症例報告は認めない。</u></p> <p>《学会参加》*1 年次学術集会参加……………10 単位</p> <p>《学会発表》*2 筆 頭 者……………各学会出席単位の 2 倍 共同発表……………各学会出席単位の 1/2</p> <p>《論文》*3 ・ <u>本学会誌（原著，症例報告，総説は認める）</u> 筆 頭 者……………20 単位 共同著者…………… 2 単位</p> <p>・ <u>その他雑誌（原著，症例報告は認める）</u></p>	<p><u>専門医・指導医の初回認定・更新における認定基準</u></p> <p>【業績】 <u>取得単位をもって業績評価とする。</u> 取得単位は 1. 学会参加 2. 学会発表 3. 論文, 4. セルフトレーニング問題正答, 5. e-ラーニング問題正答から構成される。 <u>専門医，指導医の初回認定および更新において必須基準をみたしかつ規定単位数の取得をもって業績の条件とする。</u></p> <p>1. 学会参加 ・ <u>本学会の年次学術集会参加は必須であり，回数については専門医，指導医の初回認定および更新において必須基準が異なる。</u> ・ <u>その他下記【学会参加および学会発表として認められる学術集会等】に定める学会の参加が単位として認める。</u> ・ <u>同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても 5 単位とする。</u></p> <p>2. 学会発表 ・ <u>下記の単位が，出席単位に追加して取得を認める。</u> 筆 頭 者……………各学会出席単位の 2 倍 共同発表……………各学会出席単位の 1/2 ・ <u>教育講演，シンポジウム，パネルディスカッション，ワークショップなどを含む。</u> ・ <u>指導医については地方学術集会での発表は 1 回のみを認める。</u> ・ <u>専門医・指導医の初回認定における発表学会は下記【学会参加および学会発表として認める学術集会等】に掲載された学会に限る。</u> ・ <u>本学会の年次学術集会以外の学会，研究会における発表は，透析患者に関する発表に限る（下記，【学会発表・論文に関する注意点】参照）。</u></p> <p>3. 論文 ・ <u>以下のものを論文業績と認め，以下の単位取得を認める。</u> ・ <u>本学会誌に発表した原著，症例報告，総説 筆頭著者……………20 単位</u></p> <p><u>本学会誌とは，日本透析医学会雑誌，Renal Replacement Therapy, Therapeutic Apheresis and Dialysis（なお，Therapeutic Apheresis and Dialysis 誌は，2021 年 12 月末までに発行されたものに限る）を指す。</u></p> <p>・ <u>その他の雑誌の原著，症例報告（透析患者に関する</u></p>

現 行	改 正
<p>①編集委員会にレフェリー制度があるもの。 ②大学病院で発行されたものは認める。院内誌や製薬メーカー誌は含まれない。 ③学会の proceeding は論文として認める。 筆 頭 者……………5 単位 共同著者……………1 単位</p> <p>《セルフトレーニング問題正答》*4 5 単位</p> <p>《e-ラーニング問題正答》*5 1 単位 ただし、「教育講演（60分講演）」を1回または「教育講演（30分講演）」を2コマ連続で1回視聴し正答すること。</p> <p>注*1：同一学術集會会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても5単位とする。 注*2：教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップなどを含む指導医については地方学術集會での発表は1回のみが認められる。発表学会は別表に掲載された学会が望ましい。 注*3：原著論文として、本学会誌（日本透析医学会誌、TAD、RRT）に掲載された論文、透析患者の血液浄化関連に関する研究論文及び症例報告を認める。 なお、原著論文は、資格認定申請年の6月30日までに、発行あるいは受理（アクセプト）されて</p>	<p>る論文に限る。下記、【学会発表・論文に関する注意点】参照。また総説・解説は認めない) 筆頭著者……………5 単位 共同著者……………1 単位 その他の雑誌とは以下のいずれかの条件を満たす雑誌とする。なお、院内誌や製薬メーカー誌は認めない。 ①編集委員会にレフェリー制度があるもの。 ②学会の proceeding ③大学病院で発行されたもの。 ・資格認定・更新の申請締め切り日までに、発行あるいは受理（アクセプト）されていること。</p> <p>4. セルフトレーニング問題正答 ・専門医、指導医更新の際必須であり、5単位取得できる。 ・毎年、取得単位として認める。</p> <p>5. e-ラーニング問題正答 ・1単位取得できる。ただし、「教育講演（60分講演）」を1回または「教育講演（30分講演）」を2コマ連続で1回視聴し正答すること。 ・e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は5単位とする。（e-ラーニングによる単位は、同年の年次学術集會期間中の教育講演で単位を取得していない者のみが取得できる。） ・専門医・指導医の更新において、認定期間5年間のうちe-ラーニングおよび生涯教育プログラムの受講により認定される取得単位数の上限は25単位とする。</p> <p>【学会発表・論文に関する注意点】 ・本学会の年次学術集會における学会発表、本学会誌における論文はいずれも業績として認める。 ・それ以外の学会発表、論文は、透析に関する発表に限る。以下に業績として認める学会発表・論文の要点を示すが、この点は、これまでたびたび議論されたので、提出の際、留意されたい。 ➤維持透析患者を対象としたもの。 ➤維持透析の導入に関するもの。 ➤維持透析の透析アクセスに関するもの。 ➤維持透析患者に対する腎移植に関するもの。</p>

現 行		改 正																											
<p>いることとし、本学会誌以外に掲載された、非透析患者の透析以外の血液浄化療法に関する研究論文、症例報告は認めない。</p> <p>注*4：毎年認められる。</p> <p>注*5：① e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は5単位とする。(ただし、年次学術集會に参加し教育講演等を聴講し5単位を取得した者を除く。)</p> <p>②認定期間5年間のうち卒後教育プログラム取得認定単位数上限は25単位とする。</p>		<p>【専門医、指導医の初回認定・更新において必要な業績基準】</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>申請条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専門医</td> <td>初回認定</td> <td>30 本学会年次学術集會参加1回以上、学会筆頭発表1件以上と原著1編以上の両者(*6)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>50 本学会年次学術集會参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指導医</td> <td>初回認定</td> <td>60 本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算される) 別表学会筆頭発表2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>50 本学会年次学術集會参加2回以上 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*7)</td> </tr> </tbody> </table>		単位	申請条件	専門医	初回認定	30 本学会年次学術集會参加1回以上、学会筆頭発表1件以上と原著1編以上の両者(*6)	更新	50 本学会年次学術集會参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること	指導医	初回認定	60 本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算される) 別表学会筆頭発表2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)	更新	50 本学会年次学術集會参加2回以上 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*7)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要取得単位数</th> <th>必須の業績基準(*1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専門医</td> <td>初回認定</td> <td>30 本学会年次学術集會参加1回以上 学会筆頭発表1件以上と論文1編以上の両者(*2)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>50 専門医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指導医</td> <td>初回認定</td> <td>60 申請時より過去5年間に本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算する) 学会筆頭発表(論文筆頭著者での代用可)2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>50 指導医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*3)</td> </tr> </tbody> </table>		必要取得単位数	必須の業績基準(*1)	専門医	初回認定	30 本学会年次学術集會参加1回以上 学会筆頭発表1件以上と論文1編以上の両者(*2)	更新	50 専門医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること	指導医	初回認定	60 申請時より過去5年間に本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算する) 学会筆頭発表(論文筆頭著者での代用可)2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)	更新	50 指導医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*3)
	単位	申請条件																											
専門医	初回認定	30 本学会年次学術集會参加1回以上、学会筆頭発表1件以上と原著1編以上の両者(*6)																											
	更新	50 本学会年次学術集會参加2回以上 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること																											
指導医	初回認定	60 本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算される) 別表学会筆頭発表2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)																											
	更新	50 本学会年次学術集會参加2回以上 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*7)																											
	必要取得単位数	必須の業績基準(*1)																											
専門医	初回認定	30 本学会年次学術集會参加1回以上 学会筆頭発表1件以上と論文1編以上の両者(*2)																											
	更新	50 専門医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること																											
指導医	初回認定	60 申請時より過去5年間に本学会年次学術集會参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方学術集會参加でも可、ただし地方学術集會参加は1/2回と計算する) 学会筆頭発表(論文筆頭著者での代用可)2件以上(うち本学会年次学術集會1件以上または本会誌論文1編以上)																											
	更新	50 指導医認定期間5年間に、本学会年次学術集會参加2回以上およびセルフトレーニング問題を1回以上正答すること(*3)																											
<p>注*6：専門医については、筆頭者としての学会発表、および原著(必ずしも筆頭でなくてもよい)の両方が必要である。</p> <p>*7：指導医更新期間のセルフトレーニング問題1回以上正答は、専門医更新期間中のセルフトレーニング問題を1回以上正答すれば兼ねることが</p>		<p>注*1：必須の業績基準に含まれる業績も取得単位としてカウントする。</p> <p>*2：専門医の初回認定については、筆頭者としての学会発表、および論文(必ずしも筆頭でなくてもよい)の両方が必要である。</p> <p>*3：指導医更新期間のセルフトレーニング問題1回</p>																											

現 行	改 正
<p>できる。</p> <p>【地方学術集会認定基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>県単位以上のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。</u> 2. <u>印刷（またはワープロ化）されたプログラムおよび抄録が備わっていること。</u> 3. <u>集会参加証が発行されていること。（本学会指定参加証発行）</u> 4. <u>特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること。（複数の会社が賛助会員となっているなどは可）</u> 5. <u>会則を備えており、会計報告などが行われていること。</u> 6. <u>専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。1県1集会以上は原則として認めない。</u> 7. <u>これら集会名は年1回学会誌に公示。</u> <p>【全国規模学術集会認定基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。</u> <u>複数回開催の場合、必ずしも学術集会でなくても、医師教育を目的とした講習会、セミナー、等、専門医制度委員会が認める集会も対象となる。</u> 2. <u>印刷（またはワープロ化）されたプログラムおよび抄録が備わっていること。</u> 3. <u>集会参加証が発行されていること。（本学会指定参加証発行）</u> 4. <u>特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること。（複数の会社が賛助会員となっているなどは可）</u> 5. <u>会則を備えており、会計報告などが行われていること。</u> 6. <u>専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。</u> 7. <u>これら集会名は年1回学会誌公示</u> 	<p>以上正答は、専門医更新期間中のセルフトレーニング問題を1回以上正答すれば兼ねることができる。</p> <p>【学会参加および学会発表として認められる学術集会等】 学会参加および学会発表として認める学術集会等には下記のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学会およびその研修 2. 基本領域学会およびその研修 3. 本会指定学会およびその研修 4. 関連学会・研究会およびその研修 5. 国際学会 <p>詳細な個別の学術集会等については、学会ホームページを参照のこと。</p>

【学会参加および学会発表として認める学術集会等】

	対象学会，研究会，研修		単位		
			参加による 単位	発表による 追加単位	
				筆頭	共同
本学会 および その研修	年次学術集会		10	20	5
	年次学術集会の教育講演		5	20	5
	関連地方学術集会		5	10	2.5
	地方学術集会における本学会主催生涯教育プログラム		5	10	2.5
基本領域学会 および その研修	日本内科学会 総会		5	10	2.5
	_____ 地方会（地区レベル）		2	4	1
	日本小児科学会 総会		5	10	2.5
	_____ 地方会（地区レベル）		1	2	0.5
	日本外科学会 総会		5	10	2.5
	日本泌尿器科学会 総会		5	10	2.5
	_____ 東部・中部・連合総会		3	6	1.5
	_____ 地方会（県レベル）		1	2	0.5
	日本救急医学会 総会		5	10	2.5
日本麻酔科学会 総会		5	10	2.5	
本会指定学会 および その研修	日本医学会総会		10	20	5
	日本腎臓学会 総会		5	10	2.5
	_____ 東部会または西部学術大会		3	6	1.5
	日本人工臓器学会総会		5	10	2.5
	日本ME学会総会		3	6	1.5
	日本移植学会		3	6	1.5
	日本小児腎臓病学会		3	6	1.5
	日本小児腎不全学会		3	6	1.5
	日本透析医会/研修セミナー		3	6	1.5
	透析療法従事職員研修		10	発表による 取得単位なし	
関連学会， 研究会 および その研修	日本急性血液浄化学会	日本アフエレシス学会	3	6	1.5
	日本医工学治療学会	日本腹膜透析医学会			
	日本腎臓病薬物療法学会	日本腎臓リハビリテーション学会			
	日本フットケア・足病医学会	日本透析アクセス医学会			
	日本サイコネフロロジー学会	日本HDF医学会			
	日本透析クリアランスギャップ研究会	血液浄化心不全研究会			
	日本腎栄養代謝研究会	日本腎不全外科研究会			
	日本小児PD・HD研究会	全国腎疾患管理懇話会			
	透析バスキュラーアクセスインターベンション治療医学会	日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会			
	日本次世代人工腎臓研究会	在宅血液透析研究会			
	腎不全研究会	長時間透析研究会			
	日本高齢者腎不全研究会	インターベンショナルネフロロジー研究会			
	日本透析機能評価研究会	腎とフリーラジカル研究会			
	国際学会	ICN			
ASAIQ		ISAO			
ISBP		INFA			
APCM-ISPD2019			3	6	1.5